

第三十章 最終規定

第三十・一条 附属書、付録及び注

この協定の附属書、付録及び注は、この協定の不可分の一部を成す。

第三十・二条 改正

締約国は、この協定の改正につき書面により合意することができる。改正は、全ての締約国によって合意され、かつ、各締約国の関係する国内法上の手続に従って承認される場合には、全ての締約国がそれぞれの関係する国内法上の手続に従って当該改正の承認を書面により寄託者に通報した日の後六十日で、又は締約国が合意する他の日に効力を生ずる。

第三十・三条 世界貿易機関設立協定の改正

締約国は、締約国がこの協定に組み込んだ規定が世界貿易機関設立協定の改正により改正される場合には、この協定に別段の定めがあるときを除くほか、この協定を改正するかどうかについて協議する。

第三十・四条 加入

1 この協定は、この協定に基づく義務を履行する用意がある次の国又は独立の関税地域による加入のため

に開放しておく。加入は、当該国又は独立の関税地域と締約国との間で合意する条件に従うものとし、かつ、各締約国及び加入しようとする国又は独立の関税地域（以下この条において「加入候補国」という。）の関係する国内法上の手続による承認の後に行われるものとする。

(a) A P E Cに参加する国又は独立の関税地域

(b) 締約国が合意する他の国又は独立の関税地域

2 国又は独立の関税地域は、書面により寄託者に対して要請を提出することにより、この協定への加入を求めることができる。

3 (a) 委員会は、2の規定による要請の受領の後、当該要請が1(b)に規定する国又は独立の関税地域によるものである場合には締約国が合意することを条件として、加入のための条件について交渉するための作業部会を設置する。当該作業部会の構成国の地位は、関心を有する全ての締約国に開放する。

(b) (a)に規定する作業部会は、その作業を完了した後、委員会に対して報告書を提出する。当該作業部会が加入候補国との間で加入のための条件の案について合意に達した場合には、当該報告書は、当該条件、委員会に対する当該条件の承認の勧告及び当該加入候補国をこの協定の締約国となるよう招請する

委員会の決定案を示すものとする。

4 3の規定の適用上、

(a) 3(a)の規定に基づいて作業部会を設置する委員会の決定は、次のいずれかの場合にのみ実際に行われ
たものとみなす。

(i) 全ての締約国が当該作業部会の設置に同意した場合

(ii) 委員会が3(a)の規定に基づいて当該作業部会を設置する決定を行う際にいずれかの締約国が同意を
表明しない場合において、当該いずれかの締約国が委員会による当該決定の日から七日以内に書面に
より反対しなかったとき。

(b) 3(b)の規定に基づく作業部会の決定は、次のいずれかの場合にのみ実際に行われたものとみなす。

(i) 当該作業部会の構成国である全ての締約国が同意を表明した場合

(ii) 当該作業部会が委員会に対して報告書を提出する際に当該作業部会の構成国であるいずれかの締約
国が同意を表明しない場合において、当該いずれかの締約国が当該作業部会による当該報告書の提出
の日から七日以内に書面により当該報告書に反対しなかったとき。

5 委員会は、加入のための条件を承認し、及び加入候補国に対して締約国となるよう招請する決定を採択する場合には、当該加入候補国が当該条件を受け入れることを示す加入書を寄託者に寄託することができる期間（当該期間は、締約国の合意により延長することができる。）を特定する。

6 加入候補国は、委員会の決定において承認された加入のための条件に従い、次に掲げる日のいずれか遅い日に、この協定の締約国となる。

- (a) 当該加入候補国が当該条件を受け入れることを示す加入書を寄託者に寄託した日の後六十日目の日
- (b) 全ての締約国がそれぞれの関係する国内法上の手続を完了した旨を寄託者に通報した日

第三十・五条 効力発生

1 この協定は、全ての原署名国がそれぞれの関係する国内法上の手続を完了した旨を書面により寄託者に通報した日の後六十日で効力を生ずる。

2 この協定は、この協定の署名の日から二年の期間内に全ての原署名国がそれぞれの関係する国内法上の手続を完了した旨を書面により寄託者に通報しなかった場合において、少なくとも六の原署名国であつて、これらの二千十三年における国内総生産（注）の合計が原署名国の二千十三年における国内総生産の

合計の八十五パーセント以上を占めるものが当該期間内にそれぞれの関係する国内法上の手続を完了した旨を書面により寄託者に通報したときは、当該期間の満了の後六十日で効力を生ずる。

注 この条の規定の適用上、国内総生産は、その時点における価格（アメリカ合衆国ドル）を使用した国際通貨基金のデータに基づくものとする。

3 この協定は、1又は2の規定に従って効力を生じない場合には、少なくとも六の原署名国であつて、これらの二十三年における国内総生産の合計が原署名国の二十三年における国内総生産の合計の八十五パーセント以上を占めるものがそれぞれの関係する国内法上の手続を完了した旨を書面により寄託者に通報した日の後六十日で効力を生ずる。

4 2又は3の規定に基づくこの協定の効力発生の日の後、この協定が自国について効力を生じていない原署名国は、自国の関係する国内法上の手続を完了した旨及びこの協定の締約国となる意図を締約国に通報する。委員会は、当該原署名国による通報の日から三十日以内に、当該通報を行った原署名国についてこの協定が効力を生ずるかどうかを決定する。

5 この協定は、委員会と4に規定する通報を行った原署名国とが別段の合意をする場合を除くほか、委員

会が肯定的な決定を行った日の後三十日で当該通報を行った原署名国について効力を生ずる。

第三十・六条 脱退

1 締約国は、書面により寄託者に対して脱退の通告を行うことにより、この協定から脱退することができ、脱退する締約国は、同時に、第二十七・五条（連絡部局）の規定に従って指定される総合的な連絡部局を通じて、他の締約国に対して自国の脱退を通報する。

2 脱退は、締約国が異なる期間について合意する場合を除くほか、いずれかの締約国が1の規定に従って書面により寄託者に対して通告を行った後六箇月で効力を生ずる。この協定は、いずれかの締約国が脱退する場合には、残余の締約国について引き続き効力を有する。

第三十・七条 寄託者

1 この協定の英語、スペイン語及びフランス語の原本は、ここにこの協定の寄託者として指定されるニュージーランドに寄託する。

2 寄託者は、署名国並びに加入する国及び加入する独立の関税地域のそれぞれに対し、この協定の原本の認証謄本及びこの協定の改正の認証謄本を速やかに提供する。

3 寄託者は、署名国及び加入する国又は加入する独立の関税地域のそれぞれに対し、次のものについて速やかに通報し、並びにその日付及び写しを提供する。

- (a) 第三十・二条(改正)、第三十・四条(加入) 6又は第三十・五条(効力発生)の規定に基づく通報
- (b) 第三十・四条(加入) 2の規定に基づくこの協定への加入の要請
- (c) 第三十・四条(加入) 5の規定に基づく加入書の寄託
- (d) 前条(脱退)の規定に基づく脱退の通告

第三十・八条 正文

この協定は、英語、スペイン語及びフランス語をひとしく正文とする。これらの本文の間に相違がある場合には、英語の本文による。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十六年二月四日にオークランドで、英語、フランス語及びスペイン語により作成した。